

平成25年第2回笠松町議会定例会会議録（第1号）

平成25年6月6日笠松町議会定例会が笠松町役場議事堂に招集された。

1. 本定例会の応招議員及び不応招議員は、次のとおりである。

応招議員

議 長	7番	岡 田 文 雄
副 議 長	6番	伏 屋 隆 男
議 員	1番	尾 関 俊 治
〃	2番	古 田 聖 人
〃	3番	伊 藤 功
〃	4番	川 島 功 士
〃	5番	田 島 清 美
〃	8番	安 田 敏 雄
〃	9番	船 橋 義 明
〃	10番	長 野 恒 美

不応招議員

な し

1. 本日の出席及び欠席議員は、次のとおりである。

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

な し

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

町 長	広 江 正 明
副 町 長	川 部 時 文
教 育 長	宮 脇 恭 顯
監 査 委 員	小 林 正 明
会 計 管 理 者	杉 山 佐 都 美
総 務 部 長	足 立 茂 樹

住民福祉部長	岩越誠
建設水道部長	森光彌
教育文化部長	堀康男
総務課長	村井隆文
企画課長	堀仁志
教育文化課長 兼総合会館長	奥村智彦

1. 本日の書記は、次のとおりである。

議会事務局長	浅野薫夫
書記	笠原誠
主任	佐藤純平
主任	小鹿耕平

1. 議事日程（第1号）

平成25年6月6日（木曜日） 午前10時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告について
- 日程第4 第2号報告 専決処分の報告について
- 日程第5 第3号報告 繰越明許費繰越計算書について
- 日程第6 第31号議案 専決処分の承認について
- 日程第7 第32号議案 羽島郡二町教育委員会委員の選任同意について
- 日程第8 第33号議案 人権擁護委員候補者の推せんについて
- 日程第9 第34号議案 笠松町子ども・子育て会議条例について
- 日程第10 第35号議案 笠松中学校新屋内運動場建設工事（建築）請負契約の締結について
- 日程第11 第36号議案 笠松中学校新屋内運動場建設工事（電気設備）請負契約の締結について
- 日程第12 第37号議案 笠松中学校新屋内運動場建設工事（機械設備）請負契約の締結について
- 日程第13 第38号議案 平成25年度笠松町一般会計補正予算について
- 日程第14 第39号議案 平成25年度笠松町国民健康保険特別会計補正予算について
- 日程第15 第40号議案 平成25年度笠松町介護保険特別会計補正予算について

日程第16 第41号議案 平成25年度笠松町下水道事業特別会計補正予算について

日程第17 第1号提出 平成24年度笠松町土地開発公社決算に関する書類の提出について

開会 午前10時00分

○議長（岡田文雄君） ただいまの出席議員は10名で、定足数に達しております。よって、平成25年第2回笠松町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおり定めました。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（岡田文雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第103条の規定により、次の2名を指名いたします。

3番 伊藤 功 議員

9番 船橋 義明 議員

日程第2 会期の決定について

○議長（岡田文雄君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から6月19日までの14日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、会期は14日間と決定いたしました。

日程第3 諸般の報告について

○議長（岡田文雄君） 日程第3、諸般の報告を行います。

事務局長より報告をいたさせます。

○議会事務局長（浅野薫夫君） おはようございます。

監査委員より、平成24年度4月分、25年度4月分の例月現金出納検査の結果報告がありましたので、その写しをお手元にお配りしました。

もう1点が、6月3日開催の岐阜県町村議会議長会の臨時総会において、任期満了に伴う役員改選が行われ、岡田議長が理事に就任されました。以上です。

○議長（岡田文雄君） 以上、御了承願います。

日程第4 第2号報告及び日程第5 第3号報告及び日程第6 第31号議案から日程第16 第41号議案まで並びに日程第17 第1号提出について

○議長（岡田文雄君） 日程第4、第2号報告、日程第5、第3号報告の2報告及び日程第6、第31号議案から日程第16、第41号議案までの11議案、日程第17、第1号提出を一括して議題と

いたします。

書記をして議案を朗読いたさせます。

○書記（笠原 誠君） お手元の議案の1ページをお開きください。

第2号報告 専決処分の報告について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。平成25年6月6日報告、笠松町長 広江正明。

記、1. 平成25年4月9日専決。財物事故に係る損害賠償の額。

第3号報告 繰越明許費繰越計算書について。

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により、平成24年度笠松町一般会計繰越明許費繰越計算書について次のとおり報告する。平成25年6月6日報告。

第31号議案 専決処分の承認について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告して承認を求める。平成25年6月6日提出。

記、1. 平成25年3月30日専決。笠松町税条例の一部を改正する条例。

2. 平成25年3月30日専決。笠松町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

次に、13ページをお開きください。

第32号議案 羽島郡二町教育委員会委員の選任同意について。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項及び羽島郡二町教育委員会共同設置規約（昭和44年笠松町告示第19号）第5条の規定により、次の者を羽島郡二町教育委員会委員に選任したいから町議会の同意を求める。平成25年6月6日提出。

記、氏名 杉江正博、住所 羽島郡岐南町伏屋3丁目292番地、生年月日 昭和23年6月13日。氏名 宮脇恭顯、住所 揖斐郡揖斐川町北方1993番地の2、生年月日 昭和22年3月14日。

第33号議案 人権擁護委員候補者の推せんについて。

人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、次の者を人権擁護委員候補者に推薦したいから町議会の同意を求める。平成25年6月6日提出。

記、氏名 廣瀬とし子、住所 羽島郡笠松町長池263番地の2、生年月日 昭和23年11月28日。氏名 杉山詞一、住所 羽島郡笠松町円城寺1443番地、生年月日 昭和27年8月2日。

第34号議案 笠松町子ども・子育て会議条例について。

笠松町子ども・子育て会議条例を次のとおり制定するものとする。平成25年6月6日提出。

第35号議案 笠松中学校新屋内運動場建設工事（建築）請負契約の締結について。

平成25年5月30日地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づき、仮契約した笠松中学校新屋内運動場建設工事（建築）について、次のとおり請負契約を締結す

るため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により町議会の議決を求める。平成25年6月6日提出。

記、笠松中学校新屋内運動場建設工事（建築）。

1. 契約の目的、笠松中学校新屋内運動場建設工事（建築）。
2. 契約の金額、金8億3,685万円。
3. 契約の相手方、岐阜市江添3丁目7番23号、岐建株式会社岐阜営業所 所長 田中丈恵。
第36号議案 笠松中学校新屋内運動場建設工事（電気設備）請負契約の締結について。

平成25年3月14日地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づき、仮契約した笠松中学校新屋内運動場建設工事（電気設備）について、次のとおり請負契約を締結するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により町議会の議決を求める。平成25年6月6日提出。

記、笠松中学校新屋内運動場建設工事（電気設備）。

1. 契約の目的、笠松中学校新屋内運動場建設工事（電気設備）。
2. 契約の金額、金1億1,004万円。
3. 契約の相手方、岐阜市坂井町2丁目8番地、山一電気株式会社 代表取締役 山田宣幸。
第37号議案 笠松中学校新屋内運動場建設工事（機械設備）請負契約の締結について。

平成25年3月14日地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づき、仮契約した笠松中学校新屋内運動場建設工事（機械設備）について、次のとおり請負契約を締結するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により町議会の議決を求める。平成25年6月6日提出。

記、笠松中学校新屋内運動場建設工事（機械設備）。

1. 契約の目的、笠松中学校新屋内運動場建設工事（機械設備）。
2. 契約の金額、金1億1,970万円。
3. 契約の相手方、岐阜市六条南3丁目14番1号、大東株式会社 代表取締役社長 渡部勝裕。

第38号議案 平成25年度笠松町一般会計補正予算（第3号）。

平成25年度笠松町の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,290万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ69億1,341万4,000円とする。

2. 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）第2条、既定の地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。平成25年6月6日提出。

次に、34ページをお開きください。

第39号議案 平成25年度笠松町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）。

平成25年度笠松町の国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ361万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26億2,887万7,000円とする。

2. 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成25年6月6日提出。

次に、38ページをお開きください。

第40号議案 平成25年度笠松町介護保険特別会計補正予算（第1号）。

平成25年度笠松町の介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ221万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億3,425万2,000円とする。

2. 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成25年6月6日提出。

次に、41ページをお開きください。

第41号議案 平成25年度笠松町下水道事業特別会計補正予算（第1号）。

平成25年度笠松町の下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ31万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億3,985万円とする。

2. 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成25年6月6日提出。

次に、44ページをお開きください。

第1号提出 平成24年度笠松町土地開発公社決算に関する書類の提出について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、平成24年度笠松町土地開発公社の決算に関する書類を別冊のとおり町議会に提出する。平成25年6月6日提出。

○議長（岡田文雄君） 提案理由の説明を求めます。

提案の順序に従い、順次説明をお願いいたします。

広江町長。

○町長（広江正明君） それでは、提案説明をさせていただきます。

まず本日提案を提出させていただきました案件は、専決処分報告が1件、繰越明許費繰越計算書が1件、専決処分の承認が1件、そして羽島郡二町教育委員会委員の選任同意が1件、人権擁護委員候補者の推薦が1件、そして笠松町子ども・子育て会議条例が1件、工事請負契約の締結が3件、そして平成25年度笠松町一般会計ほか3件の補正予算4件、そして平成24年

度笠松町土地開発公社決算書類の提出1件、以上、報告と提出を含めて14件であります。

このうち、第32号議案の羽島郡二町教育委員会委員の選任同意につきましては、羽島郡二町教育委員会委員の浅野忠司氏及び宮脇恭顯氏の任期が平成25年7月24日付をもって満了することに伴い、この浅野氏の後任として岐南町の杉江正博氏、そしてまた、宮脇恭顯氏を引き続き同委員に選任するため、町議会の同意を求めるものであります。

また、第33号議案の人権擁護委員候補者の推せんにつきましては、人権擁護委員の廣瀬とし子氏及び杉山詞一氏の任期が平成25年9月30日付をもって満了することに伴って、引き続き廣瀬氏と杉山氏を同委員候補者として推薦するため、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、町議会の同意を求めるものであります。

また、その他の案件につきましては、副町長より詳細説明をいたさせますので、御審議の上、御議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（岡田文雄君） 川部副町長。

○副町長（川部時文君） おはようございます。

それでは、ただいま町長が御説明申し上げました人事案件以外のものを順次説明させていただきます。

まず1ページから2ページにわたりまして第2号報告でございまして、専決処分の報告についてということで、地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定された事項の決定について専決処分をしたので、これを報告するものでございます。

平成25年4月9日に専決させていただいた財物事故に係る損害賠償の額についてであります。

相手方は、岐阜県加茂郡白川町河東46番地1、杉山彰紀氏で、事故の概要は、平成25年2月18日、これは朝の8時半ごろでしたが、当日雪が降っていたわけですが、笠松町八幡町地内の町道において、踏切で停車中の車両に堤防上の桜木の枝が折れて落下し、車両の屋根等が損傷したというものでございます。

この杉山氏は、住民票は白川町ですが、当時は羽島方面に住まれておって、各務原市の事業所に通勤途中で、車両はアストロというミニバンでございました。損害賠償額は23万916円で、全額、全国町村会総合賠償補償保険で対応させていただきました。

なお、そのほか枯れた枝等ございましたので、応急対応は後日させていただきました。また、今回補正も追加で出させていただいておりますが、後ほど説明させていただきます。

続きまして、3ページから4ページにわたりまして、第3号報告 繰越明許費繰越計算書についてであります。地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、これを報告するものであります。

繰り越しの内訳は4つございまして、1つは庁舎施設管理事業ということで、922万2,000円を全額繰り越させていただきました。内容は、この庁舎の耐震補強と大規模改修工事の設計委

託料でございます。

2つ目は、道路整備調整事業で、町道拡幅要綱に基づく事業でございます。560万2,000円を全額繰り越ささせていただきました。内容は、用地調査委託料として151万6,000円、用地買収費として223万2,000円、物件移転補償費として185万4,000円でございます。町道の北及長池3号線でございます。これは前から懸案になっていた事業でございます。相続の納税猶予をかけてみえる土地がかなりございまして、その抵当権抹消に時間を要するということで繰り越ささせていただきました。

それから3つ目は、下羽栗小学校管理事業で、3,090万円全額繰り越ささせていただきました。内容は、下羽栗小学校2階、3階のトイレの改修でございます。設計監理委託料として90万円、それから工事請負費で3,000万円繰り越ささせていただきました。

4つ目は、新屋内運動場建設事業で、10億900万円繰り越ささせていただきました。内容は、管理委託料900万円と屋内運動場改築工事として10億円を繰り越ささせていただきました。

この一番最後の屋内運動場のみ、国の地域の元気交付金の対象事業であります。

続きまして、議案の5ページから12ページ、議案資料では1ページから17ページでございます。

第31号議案 専決処分の承認について。

地方自治法第179条第1項の規定により、緊急を要するため町議会招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定に基づき、これを報告して承認を求めるもので、2件ございまして、毎年の地方税法改正に伴うもので、1つは町の税条例の一部改正、もう1つは国民健康保険税条例の一部を改正する条例でございます。

まず6ページから10ページ、議案資料ですと1ページから14ページですが、平成25年3月30日付で専決しました笠松町税条例の一部を改正する条例であります。

地方税法の一部を改正する法律が平成25年3月30日付で公布されたことに伴い、個人住民税におけるふるさと寄附金に係る寄附金税控除の見直し、それから住宅借入金等特別税額控除の延長、そして拡充、いわゆる住宅ローンの控除の関係の延長と拡充、それから延滞金の見直しなど所要の規定整備を行ったものでございます。

内容的には、まず町民税に関する改正として、ふるさと寄附金に係る寄附金税額控除の見直しでございます。第33条の4と附則第6条の4の関係でございます。

この説明の前に、前提として復興特別所得税というものが創設されております。平成25年の1月から所得税が2.1%アップしております。それから、平成26年度から長期免税の均等割が1,000円アップします。岐阜県内の市町村は均等割が6,000円ということに来年度からなります。そういった前提もございまして、平成23年12月に公布された東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法によりまして復興特別所得税が創

設されたのに伴いまして、平成26年度から平成50年度までの25年間にわたりまして、各年度分の個人住民税に係るふるさと寄附金の寄附金税額控除について、復興特別所得税率相当分2.1%を減ずることとするものであります。寄附金控除は、最低2,000円は自己負担になるわけですが、この措置をしないと控除をし過ぎてしまうということで、この2.1%を減ずるという措置でございます。

それから2つ目は、住宅借入金等特別控除の適用期限の延長と控除限度額の見直しでございます。これは、附則第6条の3の2と附則第22条の関係でございます。

特別控除の適用期限を4年間延長して、平成29年度までの入居者を対象とするとともに、このうち平成26年4月から平成29年12月までの間に入居した場合における控除限度額を拡充するものでございます。居住年が平成26年1月から3月の場合は控除限度額が課税総所得金額の3%で、最高5万8,500円までですが、居住年が平成26年4月から平成29年12月までの方の控除限度額は課税総所得金額の4.2%、最高8万1,900円までとなるものでございます。ただし、この期間の控除限度額は、消費税率が8%または10%になったという前提のものと金額でございます。

なお、この措置による平成27年度以降の個人住民税の減収分は、全額国費で補填されるというものでございます。

それから、その他で延滞金の割合の見直しということで、附則第4条の2の関係でございます。

近年の低金利状況を踏まえて、国税の見直しにあわせて地方税に係る延滞金の利率を引き上げるものでございます。通常、延滞金は、現在、年14.6%の割合で加算されるわけですが、これが特例基準割合といいまして、各年の前々年の10月から前年の9月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で割った割合として、各年の前年の12月15日までに財務大臣が告示する割合に1%を加算した割合に、さらに7.3%を加えるというもので、今時点ではこの14.6%が9.3%になります。それから、納期後1カ月以内は7.3%で半額なんですけど、これは同じように、今の時点では3%ということで引き下げられます。平成26年1月1日以降の期間に対応する延滞金について適用されます。施行期日は平成25年4月1日でございます。

続きまして、11ページから12ページにわたります、議案資料では15ページから17ページですが、笠松町国民健康保険税条例の一部を改正する条例であります。

こちらも、地方税法の一部を改正する法律が平成25年3月30日付で公布されたことに伴いまして、国民健康保険の特定世帯に対する減額措置の追加など、所要の規定の整備を行ったものであります。

内容としては、国民健康保険の特定世帯、この特定世帯といいますのは、もともと国民健康保険世帯で、他の世帯員が後期高齢者医療制度へ移行してしまっただけ国民健康保険に残

った世帯のことで、この特定世帯に対して平等割額を5年間に限り2分の1軽減する現行の措置に加えまして、その後3年間、つまり移行後6年から8年目までについても特定継続世帯として、平等割額を4分の1軽減する措置を追加するものであります。具体的には、笠松町の国民健康保険の世帯別平等割額は3万4,000円ですが、特定世帯は2分の1軽減されますので1万7,000円、今加えまして特定継続世帯については4分の1軽減されますので2万5,500円となるものであります。

そのほか、附則第16項で引用している条項について、法改正に伴いずれが生じたので規定整備を行っております。施行期日は平成25年4月1日であります。

続きまして、15ページから16ページの第34号議案 笠松町子ども・子育て会議条例について、新規条例でございます。

これまでの次世代育成支援対策推進法、これは平成17年4月に施行された10年間の時限立法でございましたが、これに基づく子育て支援制度が平成26年度で終了します。今後は、昨年8月に制定されました子ども・子育て支援法に基づく支援制度が開始されることに伴い、同法第77条第1項の規定により、事務を処理する合議制の機関として笠松町子ども・子育て会議を設置するため新規条例を制定し、その組織運営に関し必要な事項を定めるものでございます。7条立ての条例となっております、いわゆる町長の諮問機関としての位置づけであります。

第1条では、設置ということで、笠松町子ども・子育て会議を置くということで、法第77条では設置は努力義務になっていますが、笠松町は関係の皆さんの意見をお聞きし、子育て支援策を進めていきたいと考えております。

第2条は所掌事務ということで、子ども・子育て支援法第77条第1項各号に掲げる事務を処理するという、これちょっと資料がないのでわかりづらいんですが、法第77条第1項に4つございまして、まず1つ目は、特定教育・保育施設の利用定員の設定に関して、町長から意見を聞かれたら具申するという、特定保育施設といいますのは幼稚園とか保育所、それから新しいものとして認定こども園、そういったものの利用定員の設定に関してのこと。それから、特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し、町長から意見を聞かれたら具申するという、この特定地域型保育事業というのは事業所内の託児所ですね。松波病院にあるエンゼルですか、ああいったものの利用定員の設定に関することの審議ですね。それから、市町村子ども・子育て支援事業に関し、第61条第7項に規定する事項を処理するという、計画策定や変更で意見を聞かれたら答申するという内容。もう1つは、当該市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し、必要な事項及び当該施策の実施状況を調査、審議するということになっております。

組織は委員15人で、任期は2年ということで、子育て支援に関する学識経験者、保護者、関係団体から推薦を受けた者、事業に従事する者、そして関係行政機関の職員から町長が委嘱す

ることとしております。

それから第4条では、委員長及び副委員長ということで、子ども・子育て会議に委員長・副委員長を置き、会議において互選することとしております。

第5条では会議ということで、会議は委員長が招集して、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない旨、それから議事は出席委員の過半数をもって決し、同数の場合は委員長の決することを規定しております。

庶務は、住民福祉部において対応いたします。

それから附則第2項で、この委員の報酬の規定をしておりまして、内容的には現在の次世代育成支援地域行動計画策定委員会委員を子ども・子育て会議委員に変更するもので、日額は同様の5,400円であります。施行日は平成25年7月1日からでございます。

続きまして、17ページ、第35号議案、議案資料では18ページから21ページにわたっております。笠松中学校新屋内運動場建設工事（建築）の請負契約の締結についてであります。

地方自治法第96条第1項第5号の規定により、工事請負契約の締結について町議会の議決を求めるものでございます。

内容的には、契約金額は8億3,685万円、予定価格は事後公表で行いました。金額は8億4,002万9,400円でありました。契約の相手方は岐阜市江添3丁目7番23、岐建株式会社岐阜営業所でございます。契約の方法は指名競争による電子入札で行いました。

5月10日の臨時議会でもちょっと御説明しましたように、5月7日に応札があった11社のうち、入札参加は10社でありました。辞退が1社ございました。工期は本契約の締結の日から平成26年3月31日までで、ただし本体と渡り廊下は平成26年2月28日までとなっております。工事概要であります。工事場所は弥生町4番地ほか11筆で、敷地面積は4,425.89平方メートルであります。構造規模でございますが、鉄筋コンクリートづくりの2階建てで、延床面積は3,206.93平方メートルであります。1階が1,505.93平方メートル、2階が1,667.16平方メートル、中2階がございまして、これは放送室でございますが33.84平方メートルであります。

工事内容でございますが、屋内運動場で、まず2階にアリーナがございまして、ここには移動観覧席396席の設備がありまして、利用形態に合わせて任意の場所までこれを移動することが可能で、今後購入します通常の椅子との併用で、いろんな使い方ができる形になっております。1階は格技場で、剣道・柔道・卓球の3つの部屋を備えております。それから研修室、15人乗りのエレベーターが備わっております。外構としては、駐車場として35台程度のスペースを確保しております。それから、テニスコート2面、防球ネットの設備がございまして、形状的には東西方向に縦に2面となっております。当初計画時とちょっと形が変わっておりますが、隣接住民との協議の結果、このような配置になっております。それから、渡り廊下は鉄骨づくりの1階建てでございます。

以上が建築工事でございます、18ページ、第36号議案、議案資料では22ページから23ページでございます。電気設備の関係の請負契約の締結についてであります。

なお、この電気設備と次の機械設備につきましては、3月14日に入札をしております、建築が落札せずに来ましたので、保留状態でありました。今回、本体が落札しましたので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、工事請負契約の締結について町議会の議決を求めるものであります。契約金額は1億1,004万円、予定価格は事前公表で行いまして、税込みで1億4,019万8,000円でありました。契約の相手方は岐阜市坂井町2丁目の山一電気株式会社、契約の方法は一般競争による電子入札でありました。参加申し込みは5社で、5社全て応札しております。工期は本契約締結の日から平成26年2月28日までとなっております。

内容的には、屋内運動場で電気設備がございますが、電灯設備は全てLEDとなっております。それから太陽光発電設備につきましては、約20キロワットの能力のもので、96枚の太陽電池パネルが屋根につくという形になっております。それから映像音響設備がございます、映像では200インチの稼働式のワイドスクリーンがございます、ハイビジョンプロジェクターで投影することができるようになっております。あと外構としては、受変電設備、外灯等であります。

続きまして、19ページ、第37号議案、議案資料では24ページから25ページとなっておりますが、機械設備請負契約の締結についてであります。

地方自治法第96条第1項第5号の規定により、工事請負契約の締結について町議会の議決を求めるものであります。

契約金額は1億1,970万円、予定価格は事前公表でして、1億2,639万4,000円でありました。契約の相手方は、岐阜市六条南3丁目14番1号の大東株式会社であります。契約の方法は一般競争による電子入札であります。参加申し込みが9社ございまして、全て応札しております。工期は、本契約締結の日から平成26年2月28日までとなっております。

工事内容では、屋内運動場に空調、換気、衛生、給排水、給湯、消火栓等の設備があります。空調については、空冷ヒートポンプエアコンでございます、各部屋ごとの対応ができるような構造となっております。外構として、給水排水工事となっております。

以上が建築工事の締結の関係でございます。よろしくお願いいたします。

続きまして、議案資料の20ページから33ページにあります第38号議案 平成25年度笠松町一般会計補正予算についてであります。

今回の補正額は6,290万5,000円であります。

まず歳出のほうから御説明しますが、今回は国の要請に基づく人件費の削減に係る補正は実施することで進めていますが、この作業までにちょっと間に合いませんでしたので、会期中に追加させていただきます。

今回の補正では、まず全体的に平成25年4月1日付の職員異動に伴う人件費の減額補正1,222万円を行っております。会計全体では1,913万8,000円の減額となっております。人件費の主な減額理由としましては、当初予算から1人減となって、一般会計では117人分の予算となったことに伴い、給料、職員手当等が減額となったもののほか、共済組合負担金の負担率が減となったことによるものが主な理由でございます。全体の職員は、先ほど一般会計117人と申し上げましたが、全体では131名となっております。

それでは、歳出から順次御説明申し上げます。

まず、27ページの第2款 総務費、第1項 総務管理費、第1目 一般管理費でございますが、さきの臨時会において、職員の育児休業や病気休暇による対応のことを少しお話しさせていただきましたが、嘱託職員及び臨時雇用職員を採用し対応するため、報酬、賃金及び社会保険料等の予算措置をさせていただきましたが、前回の補正時には欠員分のどこをどのように対処するかということが定まっておらず補正を見送っていた部署のうち、今回、福祉健康課職員、保健師1名の代替職員について、保健師の資格を有する臨時雇用職員で対処していくこととしたことに伴いまして、この総務費では今回、社会保険料、雇用保険料を31万6,000円増額させていただいております。

なお、この雇用職員は、1名で継続して勤めていただく方がなかなか見つかりませんので、2名の臨時雇用職員を日にちを分けて雇用し、対応させていただく予定でございます。

続きまして、第2款 総務費の第2項 企画費、第1目 企画総務費でございますが、かさまつ応援寄附金の件数が当初見込みより大幅に増加していることに伴い、寄附者にお送りしているお礼の品の予算が不足するため、需用費を291万2,000円増額させていただくものでございます。

参考までに、きょう現在の寄附者は210人で、昨年同時期では27人でしたので、七、八倍の伸び率であります。

それで内訳としては、1万円未満が年間135人見込んでいたものを770人にする。それから、1万円以上を寄附していただける方を165人見ておりましたものを430人見込むという補正でございます。また、同様にかさまつ応援寄附金のカードによる納付件数も増加していることから、このカード会社等に対する手数料についても7万2,000円増額させていただきます。

参考までに、現在210人の寄附があると申し上げましたが、関東地方からが105人で、近畿地方からが46人ということで、大都市からの寄附が大半を占めております。年齢的には30代から50代の方、職業は会社員がほとんどで、笠松をどのように知ったかというのは、インターネットで知ったと。納税する理由ですが、お礼の品に魅力を感じたからということでございました。

もう1つ、平成24年度の実績でございますが、件数的には464件ございました。これは件数的には県下で1位でありました。金額は500万円ということで、これは県下では8位でありま

した。ただ、県外からの寄附金が397万1,000円ということで、これは県外からの寄附金は2位ということで、飛騨市に次いで2位となっております。

以上が寄附金関係の補正でございます。

続きまして、第3款 民生費、第1項 社会福祉費、第1目 社会福祉総務費、28ページでございます。篤志者2名からの寄附金を社会福祉基金に積み立てるため、積立金を1万3,000円増額するものでございます。1名は、介護予防事業に参加しておられる匿名の方で、4月23日に1万円寄附がございました。もう1人は、この4月に羽島市へ転出された藤堂さんという方で、3,615円を寄附いただいたわけですが、引っ越しの際に豚の貯金箱が出てきたので、それをお世話になったということで寄附するというところでございます。

それから、国民健康保険特別会計の職員異動に伴う人件費等の減額補正がございまして、一般会計からの繰出金を361万6,000円減額しております。

同じく介護保険特別会計のほうでも、異動等により人件費の減額補正に伴い221万1,000円を減額しております。

次に、第6目の福社会館費で、需用費を25万2,000円補正しておりますが、5月に実施した保守点検によりまして、2階空調機の室外機のモーターのベアリングが故障していることが判明しまして、夏場に向けて早急に修繕を行う必要がございますので、25万2,000円を増額させていただきました。

続きまして、29ページの3目の児童館費でございます。工事請負費を20万1,000円増額させていただいております。児童館の園庭南側の民間の駐車場敷地内に、園庭からボールが転がり出て迷惑をおかけしているということで、境界に防球ネットを設置して対策を講じることが必要ということで、今回工事請負費を補正させていただきました。

続きまして、第2項の児童福祉費、第4目 子育て支援推進費でございますが、放課後児童クラブの預け入れについていろいろ御要望がありまして、アンケートをとるなど検討してきましたが、学校の夏季休業日の期間のみ4年生まで拡大して受け入れること。それから、土曜日とか夏休みですが、現在8時から19時までお預かりしているものを、この7月からは実施時間を30分繰り上げて7時30分から実施するというので、これに伴う指導員の賃金を70万6,000円追加させていただきます。このことについては、この後の全員協議会で部長のほうから詳細に説明させていただきます。

第4款 衛生費、第1項 保健衛生費、第1目 保健衛生総務費でございますが、総務費のところでも触れましたが、保健師1名の育児休業取得による代替職員として、保健師の資格を有する臨時職員2名を雇用することに伴い、賃金を245万2,000円増額させていただいております。

それから、同じ欄のその他の財源欄に44万2,000円という数字が入っておりますが、平成25

年4月1日の母子保健法の改正により、養育医療に係る権限が町に移譲されたことに伴い、養育医療の自己負担金について、申請時に福祉医療費受領に係る委任状を笠松町に提出してもらうことにより、町が受給者にかわって直接請求できることとなったため、事務処理上、歳出の福祉医療費給付費から歳入の養育医療負担金に振り替えを行うことに伴い、財源内訳補正をさせていただきます。歳入のほうに、分担金として医療給付費負担金が計上してあります。ちょっとわかりづらいんですが、養育医療というのは未熟児の入院治療のことで、医療保険機関がこの場合8割と、本人負担が2割です。その2割に対して国・県・市町村から補助制度があります。この地域の自治体はほとんど乳児医療費無料でやっておりますのでわかりづらいのですが、この補助制度がない通常の保険診療ですと、養育医療の場合に、仮に1万円の医療費がかかった場合、窓口での本人負担は2割の2,000円です。この2,000円のうち、所得制限がありますので、標準的な場合で申し上げますと8割分の1,600円は国・県・町が負担してくれて、残りの2割である400円が実際の負担になります。ですが、当町の場合、乳幼児医療費無料化にしていますので、この400円は福祉医療給付費から支払います。よって、今回の補正では、乳幼児医療費の担当課である保健医療課の福祉医療給付費から養育医療の担当課である福祉健康課の分担金・負担金の養育医療負担金に振り込むという予算措置をさせていただいたものであります。福祉健康課の養育医療の当初予算では、財源の国・県の補助金や国保連合会等保険機関に支払う養育医療負担金が計上してありましたが、この本人負担の取り扱いが、予算編成時にはまだ県から明確に示されておらずでして、今回の補正となりましたのでよろしくお願いいたします。

続きまして、30ページの第5款 農林水産業費、第1項 農業費、第1目 農業委員会費であります。農業委員会委員の現在の任期は平成26年7月31日までですが、このうち農業協同組合と農業共済組合からの推薦に基づく委員が同一人であったため、これまで定員15名のところ委員14名でありましたが、この委員が農業共済組合の理事を平成25年3月31日付の任期満了に伴い退任されることにより、同組合からの推薦に基づき別の委員を選任することとなるため、6月分からは委員数は15名となりますので、その委員報酬を1名分5万4,000円追加するものであります。関連しまして、委員増に伴いまして消耗品とか、会議賄いを増額させていただいております。

御参考までに、農業委員会の15名の内訳は、選挙による委員が8名で、町議会推薦が4名、それから今申し上げた農業協同組合、それから農業共済組合、土地改良区が推薦した理事でそれぞれ1名で、全体では15名であります。

続きまして、第6款 商工費、第1項 商工費、第3目 観光費であります。専決処分の報告のところで御説明させていただきました2月に発生した奈良津堤での桜木落下による損害事故を受けて、町で管理する桜木等の点検を実施した結果、枯れ枝の剪定等の対応が必要な箇

所が見受けられたため、委託料を142万5,000円増額して台風シーズンまでに対応するものであります。道路法の規定により、一般道路の車両の高さ制限は3.8メートル、歩道は2.5メートルですが、この高さより低く、それから道路にはみ出している箇所を剪定したいと考えております。

続きまして、第7款 土木費、第2項 道路橋梁費、第2目 道路新設改良費であります。これは一応、道路新設改良費のほうで補正させていただきましたが、門間に中門間墓地というのがございます。その南側の土地の地主と地主の遺族から約70坪の土地の寄附の申し出がございました。駐車場に使ってくださいということで寄附の申し出がございました。それで、これをお受けするというので、道路拡幅と駐車場整備に使うということで、今回測量及び移転分筆等の登記手数料が必要となるため、用地調査委託料を51万8,000円増額させていただいております。

それから道路拡幅改良取扱要綱、現在4メートル未満の取り扱いですが、それを6メートルに拡幅する工事と、それから駐車場11台を変えるわけですが、これの土どめ・フェンス・車どめの工事を実施するため、工事請負費を301万2,000円増額させていただきました。お盆までには利用していただけるようにかかりたいと思っています。

○議長（岡田文雄君） 説明の途中ですが、20分まで休憩したいと思います。

休憩 午前11時05分

再開 午前11時20分

○議長（岡田文雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は10名であります。

川部副町長、よろしく申し上げます。

○副町長（川部時文君） 31ページの第1目 都市計画総務費のところから御説明させていただきます。

木造住宅の耐震改修に係る助成金について、今回国庫補助金の上乗せ分に係る交付額が増額変更されたことに伴い、負担金補助及び交付金を124万円増額させていただくものです。今までの基本額の120万円の2分の1については変更ございませんが、今回上乗せ分が、今までは5分の1まででありましたが、今後は一律上乗せ分が55万円までということで変更されましたので、今回4件分を補正させていただいております。

この変更分の財源は、国庫補助金の木造住宅耐震補強工事業費補助金の220万円です。今までの上乗せ分の補助であった県の補助金は今回廃止となりましたので、96万円の減額を歳入のところで行っております。

続きまして、32ページの第9款 教育費の第2項 小学校費の第1目 学校管理費と、それから第2目 教育振興費のところがございますが、笠松小学校の5年生の学級数が当初見込み

より1学級ふえました。14学級として見込んでいたものが15学級になりましたので、消耗品とか教育振興事業に係る消耗品、あるいは光文庫整備基金活用事業による図書費を増額させていただいております。図書費については、小学校光文庫整備基金活用事業繰入金の2万4,000円を活用しております。

続きまして、第3項の中学校費の第3目 学校建設費でございますが、この笠松中学校新屋内運動場改築工事に関し、平成24年度からの繰越一般財源のうち、この4回目の入札に当たっての設計変更に伴う所要額を平成25年度予算に計上することにより、今年度で起債の協議をすることができることになりましたので、その協議を行うには歳出予算への計上が必要となるため、工事請負費を6,977万円増額させていただいております。財源は町債の学校教育施設等整備事業債、充当率75%で5,230万円の財源でございます。

なお、工事費はたくさん残っておりますが、今回額が確定しておりますので、確定額以外は不執行とさせていただきます。

それから歳入のほうですが、もうほとんど歳出のほうでお話ししましたので、26ページの繰入金でございますが、今回の増額補正に伴い不足する分を財政調整基金888万7,000円を充てさせていただきます。

24ページに、先ほどの地方債の補正の変更ということで、中学校新屋内運動場改築事業が5,230万円増額して3億2,950万円とさせていただきます。

以上が国民健康保険特別会計の補正であります。

続きまして、34ページから37ページの第39号議案 平成25年度笠松町国民健康保険特別会計補正予算についてであります。

補正額は361万6,000円の減額補正であります。

37ページの歳出のほうですが、まず4月1日付の職員異動に伴いまして、人件費を421万円減額しております。それから、専決処分承認のところで御説明しました国民健康保険税条例の一部改正に関して、今年度から特定世帯の減額措置を延長する特定継続世帯の減額措置を開始したことに伴いまして、この国民健康保険税に係る総合行政情報システムのシステム改修が必要となるため、情報センター委託料を59万4,000円増額させていただいております。

36ページの歳入のほうでございますが、国民健康保険税の医療給付費分の税収が当初見込んでいた額よりも減少する見込みであるため、国民健康保険税のほうを5,700万円減額しております。この不足する財源に前年度繰越金の一部を充てるため、前年度繰越金を5,700万円増額しております。

なお、平成25年度の国民健康保険税の税率は据え置くこととしております。また、今回の人件費の減額等に伴い、その財源に充てていました一般会計繰入金を361万6,000円減額しております。

以上が国民健康保険特別会計の補正でございます。

続きまして、38ページから40ページの第40号議案 平成25年度笠松町介護保険特別会計補正予算についてであります。

今回の補正額は、221万1,000円の減額補正であります。これも一般会計と同じように、職員異動に伴いまして人件費を221万1,000円減額してございまして、歳入では一般会計の繰入金と同額減額させていただいております。

以上が介護保険特別会計でございます。

続きまして、41ページから43ページ、第41号議案でございます。平成25年度笠松町下水道事業特別会計補正予算についてであります。

こちらは31万1,000円の増額補正であります。内容といたしましては、職員異動に伴いまして、今回人件費を31万1,000円増額させていただきます。財源は一般会計繰入金を同額増額させていただきました。

以上が41号議案でございます。

それから、44ページの第1号提出でございますが、こちらは土地開発公社の決算に関する書類の提出でございます。地方自治法第243条の3第2項の規定により、提出させていただきました。

以上でございます。どうもありがとうございました。

○議長（岡田文雄君） お諮りいたします。これよりの議事の進め方といたしましては、各議案について1議案ごとに質疑・採決を行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、そのように進めてまいります。

お諮りいたします。この際、第32号議案 羽島郡二町教育委員会委員の選任同意について、第33号議案 人権擁護委員候補者の推せんについて、第35号議案 笠松中学校新屋内運動場建設工事（建築）請負契約の締結について、第36号議案 笠松中学校新屋内運動場建設工事（電気設備）請負契約の締結について及び第37号議案 笠松中学校新屋内運動場建設工事（機械設備）請負契約の締結についての5議案を先議いたしたいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、第32号議案 羽島郡二町教育委員会委員の選任同意について、第33号議案 人権擁護委員候補者の推せんについて、第35号議案 笠松中学校新屋内運動場建設工事（建築）請負契約の締結について、第36号議案 笠松中学校新屋内運動場建設工事（電気設備）請負契約の締結について、第37号議案 笠松中学校新屋内運動場建設工事（機械設備）請負契約の締結についての5議案は、先議することに決しました。

第32号議案 羽島郡二町教育委員会委員の選任同意についての質疑を許します。

[教育長 宮脇恭顯君 退場]

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については、討論を省き、直ちに採決いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めます。よって、第32号議案は原案のとおり同意することに決しました。

[教育長 宮脇恭顯君 入場]

第33号議案 人権擁護委員候補者の推せんについての質疑を許します。

質疑はありませんか。

[「ありません」の声あり]

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めます。よって、第33号議案は原案のとおり同意することに決しました。

第35号議案 笠松中学校新屋内運動場建設工事（建築）請負契約の締結についての質疑を許します。

[挙手する者あり]

4番 川島議員。

○4番（川島功士君） 済みません。ちょっと1つだけ確認したいんですけど、テニスコートが東西方向になるんですけども、何らかの東西方向になるがゆえの手だてというか、手当てというか、そういうことは工事の中に含まれているのでしょうか、ないのでしょうか。

○議長（岡田文雄君） 堀教育文化部長。

○教育文化部長（堀 康男君） それではお答えをさせていただきます。

テニスコートが東西方向の2面になるということで、その手だての関係でございますが、今回、県道側にボールの飛球が行くということで、県道側のほうに高さ10メートルのフェンスを設置させていただきます。それで、少し両サイドを回りまして、コの字型の10メートルのフェンスを設置させていただきます。そして、残りは7メートルの高さのフェンスを設置させていただいて、お隣のほうへボールが飛球しないように、そういう対策を講じさせていただいております。

[挙手する者あり]

○議長（岡田文雄君） 4番 川島議員。

○4番（川島功士君） フェンスもそうなんですけれども、東西方向ということで朝の東側からの日光、それから西日の関係ですね。試合をやるに当たって、場所によってかなり不利益を生じるということで、そういうことに関して何らかの方法というか、考えというのはあるのかなのかについてお答え願います。

○議長（岡田文雄君） 堀教育文化部長。

○教育文化部長（堀 康男君） お答えをさせていただきます。

利用に当たって、今言われましたように西日とか、そういうまぶしいというようなことがございましたが、敷地の状況からいたしまして、これはやむを得ないということで、再三、特に学校のテニスが部活で利用するのが多いということで、これは学校当局と十分打ち合わせをさせていただいた結果で、こういう形で進めさせていただくということになりましたので、御理解ください。お願いします。

[挙手する者あり]

○議長（岡田文雄君） 4番 川島議員。

○4番（川島功士君） 了解いたしました。

これから使用していくに当たって、例えばそういう問題が起きた場合は、より細かなネットを張るとか、その都度できる範囲で対応していただくようお願いをして、終わりにします。

○議長（岡田文雄君） ほかに質疑はありませんか。

[「ありません」の声あり]

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めます。よって、第35号議案は原案のとおり可決されました。

第36号議案 笠松中学校新屋内運動場建設工事（電気設備）請負契約の締結についての質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第36号議案は原案のとおり可決されました。

第37号議案 笠松中学校新屋内運動場建設工事（機械設備）請負契約の締結についての質疑を許します。

ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第37号議案は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。明6月7日から6月12日までの6日間は議案精読のための休会とし、6月13日午前10時から本会議を再開いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、明6月7日から6月12日までの6日間は休会とすることに決しました。

散会の宣告

○議長（岡田文雄君） 以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午前11時40分

